

令和7年度 第1回太田市公共工事入札等監視委員会 委員コメント

○大谷委員長

今回は、太田市の入札制度の説明、令和6年の入札契約状況の報告と審査、および、指名競争入札案件についての内容審査を行いました。

専門性のある工事や過去の実績を前提とした発注についてや、条件付一般競争入札と指名競争入札の違いも説明いただき、市内業者優先施策と応札可能性との間で困難な特殊性の工事について、難しい判断をされている状況がよくわかりました。

引き続き、公平性と競争性を確保しながら適切な入札業務を推進していただきたいと思います。

○大島副委員長

今回の委員会においては、まず始めに、週休2日制現場の試行における対象工事の拡大等、令和7年度の入札制度の変更点を中心に太田市の入札契約制度についての説明を受けました。続いて、令和6年度の入札・契約状況についての詳細な報告を受け、令和6年度の9件の指名競争入札及び9件の随意契約についての内容を審査致しました。指名競争入札においては指名した業者が数多く辞退する案件もあり、業者を選定することの難しさも含め、担当者の方々の大変さを感じました。契約検査課の方々の微に入り細を穿つ説明を伺い、条件付一般競争入札のみならず、指名競争入札、あるいは随意契約にせざるを得ない特殊な案件についても公平性、透明性が確保されていることを確認致しました。

○湯澤委員

令和7年度 入札契約制度等並びに、令和6年度の入札・契約状況・内容審査について、説明・報告を受け、適正であると思いました。具体的には、「少額競争入札の一部変更、予定価格・最低制限価格の公表、市内業者への優先的発注、現場代理人常駐義務緩和措置の拡大」などの説明がありました。改めて制度の基本方針を理解するとともに、太田市は公正公平で競争性が確保されている入札制度であると感じました。また、入札不調の状況や指名競争入札並びに、随意契約の状況説明に対する質疑への回答・解説が、しっかりできていると感じました。

引き続き、適正な入札競争と工事執行が行われるよう、適切な入札業務を推進していただきたいと思います。

○中村委員

昨今の、近隣市町村における入札にかかわる事件について委員会内で話題になり、改めて入札制度に対して公正公平で透明性を求めることと、監視委員会の在り方や役割について考えさせられました。委員として研鑽に励み、お役に立てるようになりたいと思います。

令和6年度下半期の入札・契約状況についてご説明いただき、審議いたしました。最低制限価格を

事前公表しているのは、群馬県内12市の中で太田市のみとのこと。メリット・デメリットはありますが、現状はきちんと能力のある業者が落札し、良好な工事を行えているとの報告を受けて安心しました。今後も競争性のある正しい入札業務を維持していただけるよう、お願いいたします。

○松本委員

昨今県内では入札制度に対して信用を失墜させる事件が多発している。太田市はそのような事案の対応はどのようになっているのか委員会での関心の高いところである。このような事案については、外部的圧力や審査委員の資質によるところもあり、どうしても制度的限界があるようだ。入札制度への信頼が損なわれないように担当者におかれては自助努力を要するところである。特に競争入札においては、特別理由・業者選定要件・指名業者数の要件を厳格に適用し恣意の入らないようにすることが肝要だと感じた。

以下の点に鑑み、入札が適正に行われたものと判断するとともに、入札制度の信用と健全化が損なわれないように平素の努力を期待いたします。

入札制度

建設業を取り巻く環境や地域の経済状況、人材雇用の促進を考慮し、公正公平な入札制度の信頼を維持するため、規定が変更された。

(1) 太田市入札制度

① 社会保険未加入業者の排除

元請け業者:発注する200万円を超える建設工事、100万円を超える建設関連業務委託

下請業者:請負金額4500万円以上の建設工事案件

② 市内業者優先発注

③ 入札方式

少額入札方式 設計金額が工事200万円（旧：130万円）以下、建設関連業務委託100万円（旧：50万円）以下を対象とする

④ 予定価格、最低制限価格の公表 原則事前公表、例外入札審査委員会で選定した事案は事後公表

⑤ 技術者配置 現場代理人常駐義務、太田市が認める事業は4500万円（旧4000万円）未満工事は2件まで兼任可となった。

(2) 令和6年度入札契約状況

① 入札契約は、適正におこなわれたと判断しました。

② くじ引き状況 最低価格での入札が重なり、くじ引きとなるケースが多いが、技術力による判断ではないので、工事成果に若干差異が生じるのではないかと感じた。

③ 入札不調 19件不調があったが、市の対応として早期発注で複合ランクで入札に参加できるように工夫して、不調回避に対応する旨確認した。

(3) 令和6年入札契約の内容審査

① 指名競争入札 指名による理由の厳格化・特別案件・業者選定理由及び金額による入札参加できる業者数の限定等、基準を明確化し、入札の透明性が図られた。

② 随意契約 特殊性・技術力・緊急性により業者選定基準が厳格化された。